

都市計画市素案説明会開催のお知らせ

～戸塚駅前地区の都市計画決定・変更～

戸塚駅前地区土地区画整理事業は、昭和37年に土地区画整理事業を施行すべき区域について都市計画決定されました。その後、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行などで、都市基盤整備等を進めてまいりました。これらの進捗にあわせ、「まちづくり説明会」などの場を通じて、みなさまからこれまで頂いてまいりましたご意見の内容を踏まえて、都市計画市素案を作成しました。今回の説明会は、その都市計画市素案（土地区画整理事業の変更・防火地域及び準防火地域の変更・地区計画の決定）についてご説明するものです。（※西口再開発ではありません。）

1 市素案説明会の日時及び会場

平成20年3月25日(火) 午後7時から午後9時まで

「戸塚区役所地域会議室」(戸塚県税事務所4階)

住所：戸塚区上倉田町4-4-9

交通機関：JR、横浜市営地下鉄「戸塚駅」下車徒歩7分

2 市素案の縦覧及び公述申出の受付

(1) 期間

平成20年3月25日(火)から4月8日(火)まで

午前8時45分から午後5時15分(土・日は除く)

(2) 場所(問い合わせ先参照)

横浜市まちづくり調整局都市計画課

横浜市都市整備局戸塚中央区画整理事務所

(3) 都市計画図書(写)の閲覧

戸塚区区政推進課企画調整担当で、縦覧図書の写しを閲覧できます。



※ 横浜市まちづくり調整局都市計画課のホームページから、縦覧期間中に「市素案の概要」を縦覧することができます。(http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/)

※ 公述申出書は縦覧場所で配布又はホームページでダウンロードすることができます。

※ 公述申出の受付については、都市計画課又は戸塚中央区画整理事務所にお問い合わせ下さい。

※ 公聴会の開催の有無については、4月9日以降に電話又はホームページで都市計画課にご確認ください。

3 公聴会の日程及び会場(公述の申出がない場合は開催されません。)

平成20年4月25日(金)午後7時から 「戸塚区役所地域会議室」(戸塚県税事務所4階)

【 問い合わせ先 】

◆ 計画の内容について

(※戸塚駅西口第3地区に関連するもの)

横浜市都市整備局 **市街地整備推進課** TEL 045-671-2720

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 (横浜市役所 6階)

(※戸塚駅西口第3地区以外)

横浜市都市整備局 **戸塚中央区画整理事務所** TEL 045-866-2550

〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町153-3

◆ 都市計画手続きについて

横浜市 まちづくり調整局 **都市計画課** TEL 045-671-2657

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1号 (JNビル5階)

★都市計画市素案の概要★

① 土地区画整理事業施行区域の変更

都市計画決定された施行区域(図1の赤い線)を変更(区域を縮小)し、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の施行区域(図1の赤く塗った範囲内)のみとします。

② 防火地域及び準防火地域の変更

図1の緑色の部分を準防火地域から防火地域に変更します。

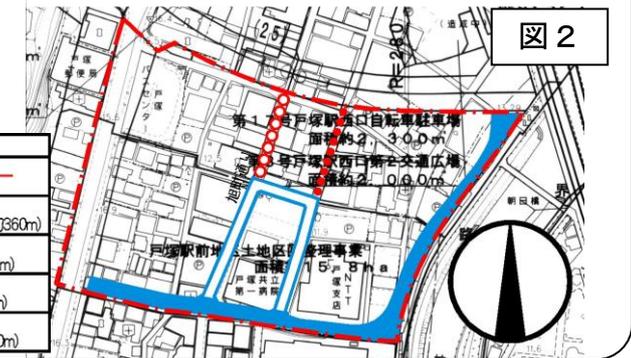
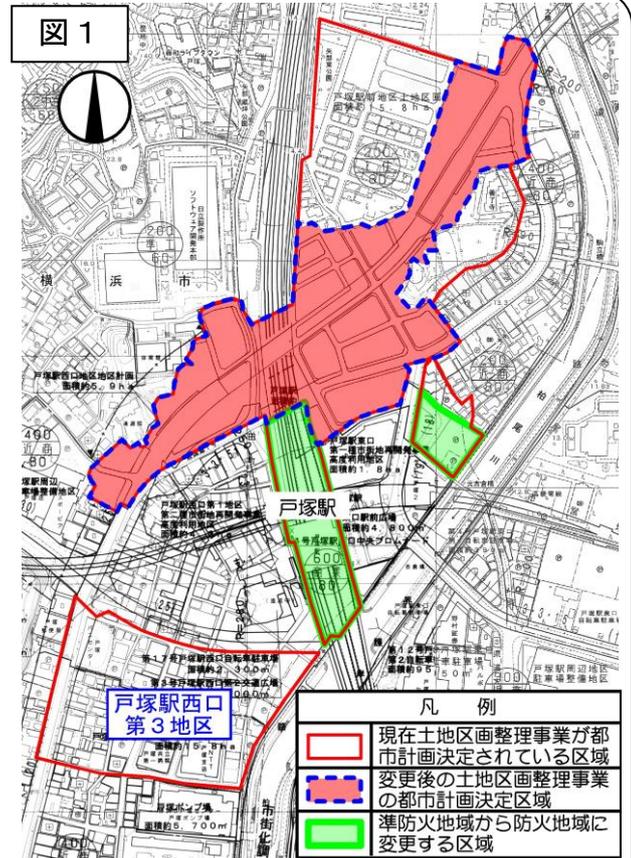
③ 地区計画の決定(図2)

(戸塚駅西口第3地区地区計画)

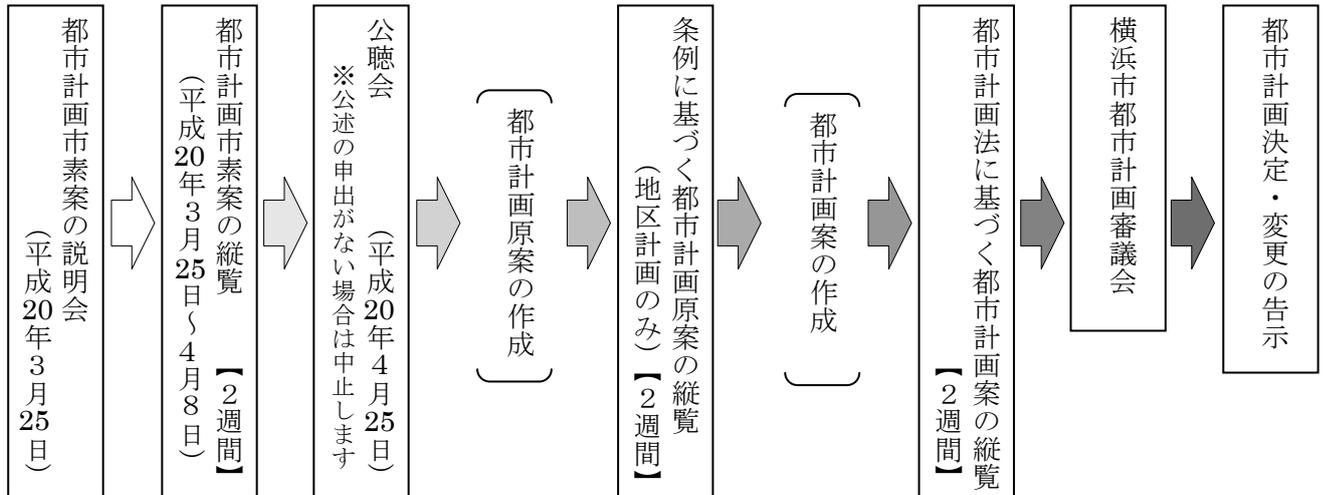
| | | | | |
|---------|--|-------|-------|-------|
| 名称 | 戸塚駅西口第3地区地区計画 | | | |
| 地区計画の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・親しみとにぎわいのある境界の創出 ・土地利用の高度化・市街地の不燃化 ・快適で安全な歩行空間のある魅力的な街並みの創造 | | | |
| 地区施設 | 種類 | 名称 | 幅員 | 延長 |
| | 区画道路 | 区画道路A | 9～11m | 約360m |
| | | 区画道路B | 7m | 約200m |
| | コミュニティゾーン | 旭町通り北 | 6m | 約60m |
| 図書館通り北 | | 4.5m | 約60m | |

※その他、建築物の用途の制限、建築物等の形態意匠の制限について定めます。

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 凡例 | |
| 地区計画の区域及び地区整備計画区域 | ----- |
| 地区施設の位置 | 区画道路A (幅員9～11m 延長約360m) |
| | 区画道路B (幅員7m 延長約200m) |
| コミュニティゾーン | 旭町通り北 (幅員6m 延長約60m) |
| | 図書館通り北 (幅員4.5m 延長約60m) |



★今後のスケジュール★



今回

公述申出受付
※市内在住及び利害関係人等は公述の申出をすることができます

意見書受付(3週間)
※意見書の提出は地区計画区域内の土地所有者等に限り

意見書受付(2週間)
※市内在住及び利害関係人は意見書を提出することができます

※公述の申出、縦覧及び意見書の提出先は、都市計画課及び戸塚中央区画整理事務所になります。